

神奈川県動物愛護管理推進計画の数値指標に係る統計（平成30年4月～12月）（案）
に関する質問及び回答

質問及び回答

1 「収容中の死亡」は、収容された負傷動物とは別枠で良いでしょうか。

（回答）

犬：負傷犬が死亡した場合も含まれます。

猫：横浜市では、負傷猫が死亡した場合も含まれます。

その他の動物：負傷動物が死亡した場合も含まれます。

2 以前「自然死」で記載していたものが「収容中の死亡」に変更されたということで宜しいでしょうか。

（回答）

以前は、表中には致死処分数のみを報告し、別記に収容中の死亡や自然死の内訳を記載していましたが、平成26年度の報告から、現在の形式に変更しております。

3 横浜・川崎・横須賀を除いた県域では、致死処分の犬猫の全てが「収容中の死亡」となっていますが、少ない頭数なので死亡に至った状況をお教え頂けますか。

（回答）

【県】

犬：熱中症、収容時から衰弱

成猫：飼い主からの引取り時から腎機能が低下

幼猫：収容時から衰弱

【相模原市】

成猫：収容時から食欲がなく衰弱、引取り時から衰弱

【藤沢市】

幼猫：当市で生まれたが乳のみ悪く衰弱、収容時から衰弱

【茅ヶ崎市】

幼猫：収容時から衰弱

4 横浜・川崎・横須賀で致死処分の判断・判定の指標や決定に至る手続きがあればお教えください。

（回答）

【横浜市】

感染症や負傷等により回復の見込みがない動物や、攻撃性が高く人に慣れにくい動物などについて、一定期間観察・治療を行った上で、複数の職員で協議し、センター長の承認を経て致死処分を行います。

【川崎市】

次の4つの指標に基づき、獣医師3名以上で協議し、判定し、所属長の決裁を受けた後に実施している。

①重度の骨折、内臓等の露出など耐え難い肉体的苦痛が継続してある状態のもの。重篤な感染症等により意識混濁などがあり回復の見込みが著しく低い、又は予後に重度の障害があると獣医学的に判断した状態のもの。

②他の収容動物に蔓延する重篤な感染症や人間に重篤な症状を引き起こす人獣共通感染症にかかっている、当該動物を隔離するスペースがなく、感染症対策と継続した治療が困難と獣医学的に判断したもの。

③重度の奇形や異常行動などの脳障害を示していて、回復の可能性が著しく低く、重度の障害が残ると獣医学的に判断したもの。

④訓化を試みても、人や他の動物に突発的に噛みつくなどの攻撃的な行動を示し、譲渡先での事故等の可能性が高いもの。

【横須賀市】

収容された動物で所有者不明のものは公示期間（3日間）の後、観察期間を設けます。所有者から引取りしたものは収容後すぐに観察期間となります。観察期間において、譲渡適性がない（疾病、性格、年齢等を勘案し総合的に複数職員（獣医師）で判断します。）ものについては、致死処分の決定をしています。

5 横浜市では、生後 91 日未満の子犬が 10 匹捕獲されていますが、どのような状況だったのでしょうか。

（回答）

【横浜市】

10 匹のうち、4 匹は飼い主不明犬として収容された犬が妊娠しており、センター内で出産した子犬です。2 匹は傷病犬として傷病委託先動物病院に収容されました。残り 4 匹は飼い主不明犬として警察署経由で収容されました。

6 川崎市の※2,3,4にある「保護件数」と「引取り数」の違いは何でしょうか。

（回答）

【川崎市】

保護件数は動愛法 36 条の規定によるもので、不明引取り数は動愛法 35 条第 3 項の規定によるものです。

7 引取り数は、飼主からの引取と思いますが、生後 91 日未満の子猫は飼主宅で母猫が出産したものでしょうか。また、その場合、母猫の不妊手術はどのようになっているのでしょうか。

（回答）

幼猫は、飼い主宅で母猫が出産したものです。

母猫については、幼猫と一緒に引き取る事例もありますが、継続して飼養する場合には、避妊手術を実施するよう指導し、必要に応じて確認しています。

8 神奈川県・川崎市・藤沢市で致死処分数に記載されている「その他の動物」の動物種をお教えてください。また、飼主からの引取で良いのでしょうか。

（回答）

【県】

動物種はミシシippアカミミガメ、クサガメ、ロシアリクガメ、ブルーボタンインコ、ハムスター及びマウスで、すべて所有者不明動物として収容しました。

【川崎市】

ミシシippアカミミガメ、スッポン：警察からの引取り

モルモット：センターのふれあい動物（現在、ふれあい活動は廃止していて、寿命により死亡）

【藤沢市】

全て所有者不明動物として収容したカメです。

神奈川県動物愛護管理推進計画平成30年度実施結果（平成30年4月～12月）（案）
に関する質問及び回答

意見、質問及び回答

施策1 動物愛護管理に関する普及啓発

④広報媒体による普及啓発

1 当会でも高齢者ケアセンター等からの相談が年々増加しています。チラシの効果と対応事例をぜひお伺いしたいです。

（回答）

【横須賀市】

チラシを見たケアマネージャー等から、「高齢者が飼っているペットの面倒を見きれていない」等の電話相談が5件ほどありました。対応方法を説明したうえで、必要に応じて動物愛護センター職員が現地に同行する旨をお知らせしたところ、「まず対応してみる」ということでこれまでに同行した事例はありません。

施策2 動物の収容数減少への取組み

①飼い主への普及啓発

2 飼養を断念している飼い主（特に独居での長期入院や多頭飼育での自宅売却集合住宅への転居など）は、終生飼養や自ら新たな飼い主を探す余裕のない人が多くいます。どのような指導を行っているのでしょうか。また、原則として初回の相談では引取らない方向でしょうか。→計画に記載の事前相談がそれに当たりますか。

（回答）

初回の相談時には、原則として、終生飼養及び自ら新たな飼い主を探すことを指導しています。これは計画に記載の事前相談にあたります。

しかし、突然の長期入院等で、突如として所有者が飼養できなくなった場合等、動物愛護の観点から、状況に応じて対応しています。

3 ペット飼育禁止の集合住宅居住であることを告げ、購入を拒んでも販売しようとする店員への苦情相談を受ける事がありますが、研修ではこのような基本事項の指導もされていますか。

（回答）

販売業者は飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模等、適正に飼養するために必要な情報を提供することについては、申請時、調査時、研修時等に説明し、必要に応じて指導を行っています。

③繁殖制限措置の実施の推進

4 「動物愛護センターから譲渡する犬猫に対し、原則として避妊又は去勢手術を行った」とありますが、譲渡数と施術数をみると横須賀市以外は原則として避妊去勢手術を行ったとは思えない割合になっています。どのような理由からでしょうか。

神奈川県：犬 21.7%、猫 8.8% 横浜市：犬 11.2%、猫 24.5%

川崎市：犬：なし、猫 6.9% 横須賀市：犬 77.7%、猫 81%

（回答）

一般の方に譲渡する際は、原則として避妊又は去勢手術を行っています。ボランティア団体等

に譲渡する場合は、手術をせずに譲渡する事例もあります。現在、譲渡先の多くはボランティア団体等のため、このような割合になっています。

施策5 動物による危害や迷惑の防止

①飼い主のいない猫への対策

5 横須賀市では地域猫活動団体の登録が多く、動物愛護センターにて多頭数の猫に施術をされておりますが、他自治体とどのような制度の違いがあるのでしょうか。

(回答)

【横須賀市】

管理する猫が14頭までであれば活動者2名以上で、また管理する猫が15頭以上であれば活動者3名以上で申請を受理しています。

活動団体に対しては、活動地区の自治会に活動内容の周知(回覧等)を義務付けていますが、自治会の同意までは求めています。

また、平成30年度からは地域猫活動等啓発推進協議会として横須賀動物愛護協会及びにゃんずネットよこすかと協議会を結成し、地域猫活動の普及啓発を行いつつ、必要に応じ捕獲器の貸出しや地域猫活動初心者等に対し、現場での助言等のサポートも行っております。

②飼い主への普及啓発

6 「変動超音波式ネコ被害軽減器を貸し出した」という項目は、①へ移動した方が良いのでしょうか。→計画では①になっています

(回答)

修正します。

7 変動超音波式ネコ被害軽減器の貸出による効果(有効性)はどのくらいでしょうか。

(回答)

野良猫等に係る苦情等があった際に、対策方法の一つとして紹介しています。設置場所等、適正に使用した場合には効果があった旨の感想をいただいております。

施策7 動物取扱業の適正化

②動物取扱業者の知識・技術の向上

8 「動物取扱業の関係団体等への支援」とありますが、どのような支援なのでしょうか。

(回答)

第二種動物取扱業者や動物愛護団体等に対し、必要な助言等を行っています。

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

①実験動物の適正な取扱いの推進

9 実施内容がありません。

(回答)

適正な取扱い等について情報提供を行いました。

施策9 人と動物の共通感染症への取組み

②調査、情報収集等の実施

10 人畜共通感染症抗体検査及び糞便検査等で検出された病原体には何がありましたか。

(回答)

【県】

フィラリア(犬)、コクシジウム(猫)、ニキビダニ(犬)、ショウセンコウヒゼンダニ(猫)、サルモネラ菌(アカミミガメ)、回虫(幼猫)、ブルセラ(抗体価)(成犬)、猫ひっかき病菌(猫)、カプノサイトファーガ・カニモルサス(犬)及びカプノサイトファーガ・サイノデグミ(犬・猫)が検出されました。

【川崎市】

回虫卵、コクシジウム、鉤虫卵等が検出されました。

施策 10 災害時対策

②平常時の準備

11 犬の収容頭数が少なくなっているのですが、ドッグフードはランニングストック方式が難しいように思えますが、備蓄量を収容頭数に合せているのでしょうか。

(回答)

【川崎市】

犬の収容頭数は減少していますが、一日飼養頭数は一定数いるため、備蓄は一定量行っており、期限の近いものから消費し、期限が切れないよう調整しています。

神奈川県動物愛護管理推進計画（平成 26 年度～平成 35 年度）2019 年度実施計画（案）
に関する質問及び回答

要望、質問及び回答

施策 1 動物愛護管理に関する普及啓発

①動物愛護普及行事の実施

- 1 動物愛護週間行事として行われているフェスティバルですが、神奈川県と横須賀市では名称に「愛護」が入っておりません。ぜひ、名称に「愛護」を入れて頂きたくお願い致します。

(回答)

今後の参考にさせていただきます。

- 2 神奈川県のフェスティバルは、寒川市での開催と聞きましたが、茅ヶ崎市で宜しいのでしょうか。

(回答)

来年度の動物フェスティバル神奈川の会場は寒川町になります。

- 3 神奈川県獣医師会より、当会がフェスティバル式典で行う表彰者を横浜・川崎を除く県域から選定しない場合は、フェスティバルへの参加を拒否する旨を伝えられましたが、神奈川県としてもそのようにお考えでしょうか。

(回答)

動物フェスティバル神奈川に係るご質問については、実行委員会にお尋ねください。

⑤その他の取組み

- 4 神奈川県が行う高齢者や障害者のリハビリテーションとしてのふれあいは、トレーニングを施した収容動物にて行うのでしょうか。

(回答)

【県】

収容動物にしつけ等を行い、実施しています。

施策 2 動物の収容数減少への取組み

①飼い主への普及啓発

- 5 実施結果（案）に対する問 2 と重複致しましたが、2019 年度からは初回の相談では引取らないということで宜しいでしょうか。

(回答)

引取りに係る事前相談については、以前から行っています。

- 6 「自ら譲渡先を探す等」とありますが、愛護団体の紹介も含まれているのでしょうか。

(回答)

必要に応じて、ホームページ等を紹介する場合があります。

- 7 実施結果（案）に対する問 3 のような事例の他、ペット飼育禁止住宅での飼育トラブルによる放棄、高齢者の購入による引取り相談も多々あります。動物取扱業者が適正な飼養ができる方への販売を心がけて頂くことも含まれていますでしょうか。

神奈川県「新たに動物の飼主となる人向けのリーフレット」を資料として頂けますか。

(回答)

申請時、調査時、研修時等に説明し、必要に応じて指導を行っています。

リーフレットは別添のとおりです。

施策3 動物の返還・譲渡の推進

①動物の返還の推進

8 迷子の猫を探している人が多数いる中、猫の返還は今回の資料で一番多い横浜市でも10頭です。突然見知らぬ猫が現れると「捨て猫」と決めつける人が多いため、見つけた人に対しても「迷子かも知れない」と思って頂けるような広報をお願い致します。

(回答)

今後の参考にさせていただきます。

②動物の譲渡の推進

9 ペットのいのち基金を活用し、神奈川県獣医師会と連携で犬猫に治療を施すことが新規施策にありますが、詳しい内容をお教えてください。保護センターに収容された動物の治療でしょうか。また、1件あたりの費用は決まっているのでしょうか。

(回答)

【県】

県が保護した犬猫等のいのちを守り、希望者に譲渡する取組みとして、保護した犬猫等のケガや病気の治療及び馴化等を行ってまいります。

なお、1件あたりの費用の上限は定めていません。

10 相模原市の譲渡登録ボランティアは3団体ですが、団体への譲渡推進に問題はないのでしょうか。

(回答)

【相模原市】

譲渡推進のために譲渡登録団体をどのようにして増やしていくかについては、課題であると認識しております。今後、人と猫との共生社会支援事業のサポーターへの周知、ホームページ掲載等を検討していきたいと考えております。

11 「神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会」で譲渡適性等を判断するための手順が話し合われたようですが、お伺いすることはできますか。

(回答)

【県】

検討会の内容につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

施策5 動物による危害や迷惑の防止

②飼い主への普及啓発

12 県条例の犬猫10頭以上飼育の際、届出義務化に関するチラシはありますか。

(回答)

【県】

今後作成する予定です。

施策6 遺棄・虐待防止の取組み

②遺棄・虐待発生時の対応

13 遺棄・虐待に関しては、警察が連携してくださらなくてはなりませんが、地域や担当者による対応の差も大きいと感じます。警察との連携強化のために動物愛護法の更なる周知をお願い致します。

無人の家屋に動物が閉じ込められているような場合も、対応して頂けるのは警察だけですのでご協力をお願い致します。

(回答)

引き続き、動物の愛護及び管理に関する法律の周知に努めてまいります。

施策7 動物取扱業の適正化

14 施策7は第一種動物取扱業の内容なので「第一種」を付けるべきではないでしょうか。

(回答)

法令遵守、動物の適正な飼養管理等については、第二種動物取扱業も対象です。

①動物取扱業者への監視指導

15 法令遵守に含まれているとは思いますが、動物取扱業では様々な輸入動物を扱う機会もありますので、「狂犬病予防法などの法令遵守」に変えて頂けないでしょうか。

(回答)

協議会で検討させていただきます。

②動物取扱業者の知識・技術の向上

16 「繁殖管理」に対する指導とはどのような指導内容でしょうか。

(回答)

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法については、環境省告示に定められていることから、同告示の規定に基づき、幼齢・高齢の動物を繁殖の用に供しないこと、繁殖回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること等の指導を行います。

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

①実験動物の適正な取扱いの推進

17 現在把握している県内の動物実験施設は、何件でしょうか。また、施設の災害対策等は確認できているのでしょうか。

(回答)

35 施設です。

一部の施設の災害対策等については、確認できています。

施策11 人材育成

③関係機関との連携

18 動物愛護団体の活動内容の把握については、施設等の確認を行うと考えて宜しいでしょうか。

(回答)

施設、書類等の確認は必要に応じて実施しています。